
第5次寝屋川市地域福祉計画

素案

令和7(2025)年10月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 施策の方向性と施策の体系	8
3 地域福祉推進圏域の考え方	10
第3章 施策の展開	11
方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり	11
方向性2 権利の尊重と擁護	15
方向性3 地域における支え合いの推進	18
方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり	23
第4章 重層的支援体制整備事業実施計画	26
1 重層的支援体制整備事業について	26
2 本市における取組内容	28
3 関係機関間の一体的な連携について	36
第5章 計画の推進体制及び進行管理	38
1 推進体制	38
2 進行管理	39
参考資料	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉について

「地域福祉」とは、加齢に伴う心身の不安が多い高齢者や、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、人々がともに支え合い助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

この計画では、「地域福祉」について、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、次のように考えます。

誰もが地域とつながりをもって

誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き、支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

地域の力を合わせて

公的な制度に基づく取組を土台に、市民、ボランティア、団体、事業者等が、「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かな支援を行います。

地域にあった福祉をつくる

国、大阪府の制度等も利用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

地域で生じた様々な課題の解決に、よりきめ細かく対応していくために、本市に関わるすべての人の力をあわせ、「地域福祉」を進めていくことが必要となっています。

(2) 地域福祉計画について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い支え合うような関係づくりを進めるため、市民、地域の関係機関等と行政が協働して進めていくための計画です。

(3) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や社会状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加するなど、福祉分野における課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、令和2(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業が明文化されたことで、市町村においては支援機関同士の連携をより円滑にし、早期に必要な支援を提供できる環境や体制を整える取組が求められています。

また、コロナ禍には孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となり、社会生活において孤独を覚える又は孤立していることにより、心身に影響を受けている人も存在していることから、令和6(2024)年に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

大阪府においては、令和6(2024)年に「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、計画のめざすビジョンを「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」とし、制度の狭間の問題や分野横断的な課題等について地域全体で支え合うことをめざす包括的な支援体制の整備に総合的に取り組んでいます。

本市においても、地域福祉を取り巻く社会の動きや国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示すものとして、「第5次寝屋川市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

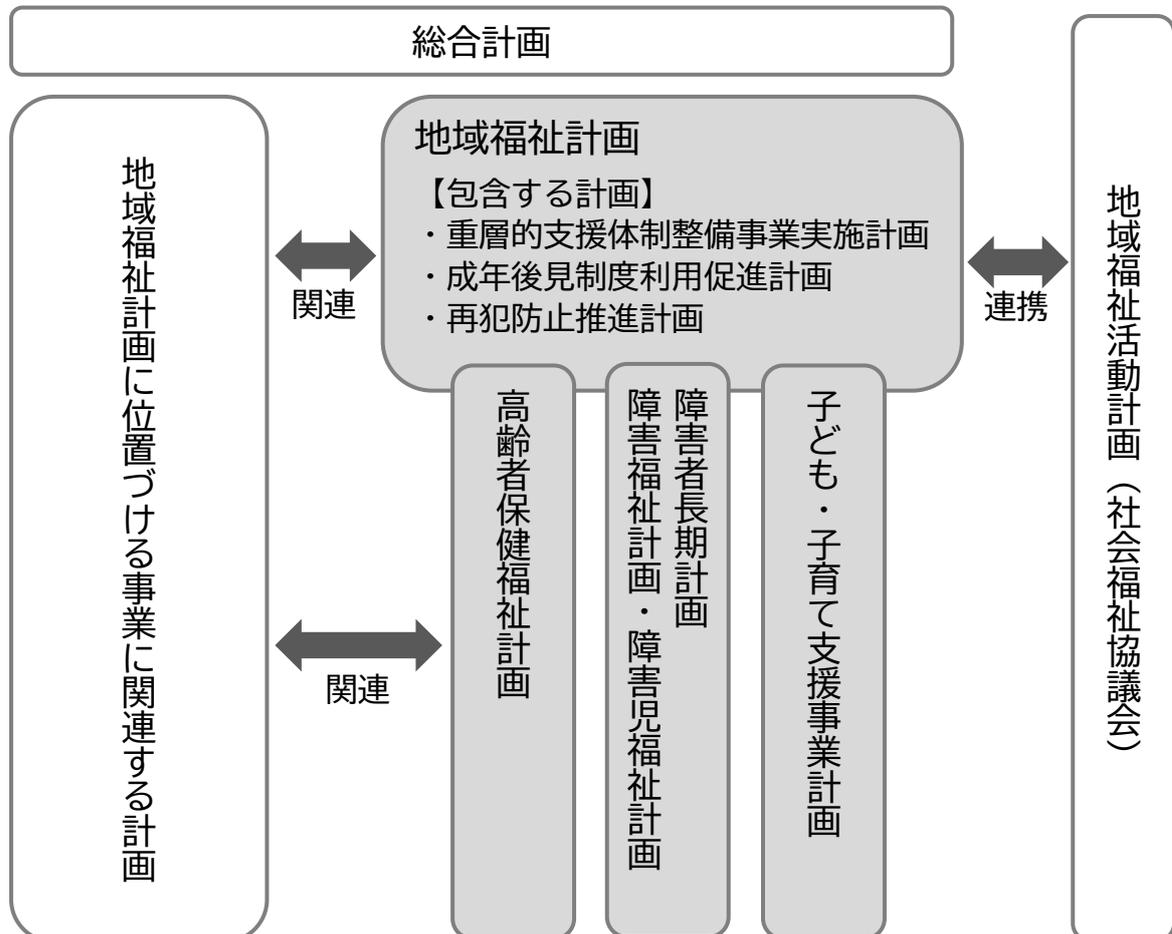
(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法に基づき策定し、「第六次寝屋川市総合計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取組や今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。

また、本計画では、地域福祉を推進するにあたって重要なこと、各分野に共通する課題についての取組、今後の施策の方向性など、基本的なあり方について提示することとします。

あわせて、本計画には、「社会福祉法」に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

■本計画の位置づけ



(2) SDGs 達成への貢献

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会の共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。

「持続可能」とは「人間が地球に住み続けることができること」であり、「開発」とは「より良い世界をつくること」です。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など17の目標（世界がめざす姿）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs達成に向け、一人一人ができることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。



SDGsの推進は、本計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGsの達成に貢献します。

■本計画が主に関連するSDGs目標



(3) 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

■本計画期間

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
第4次寝屋川市地域福祉計画					第5次寝屋川市地域福祉計画				

3 計画の策定体制

(1) 計画策定組織

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で本計画案を検討しました。

また、「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画案に対する意見を受けました。

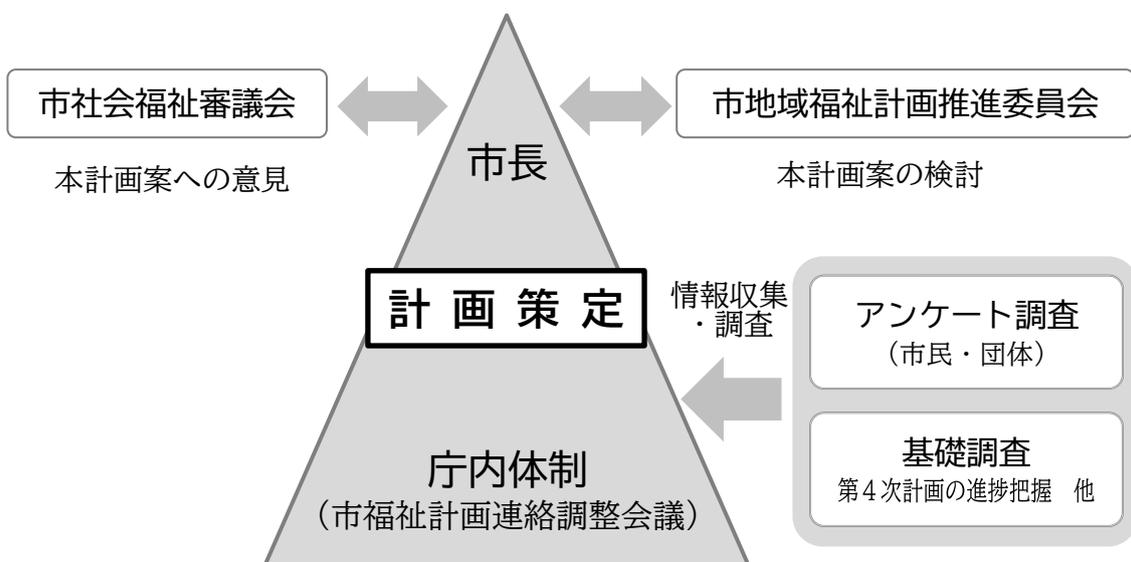
(2) アンケート調査

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や考えなどを把握することを目的に、市内在住の18歳以上の市民、地域福祉に関わる活動・事業に取り組んでいる団体を対象としたアンケート調査を実施し、策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメント

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、令和（202）年 月 日～月 日まで、パブリックコメントを実施しました。

■策定体制



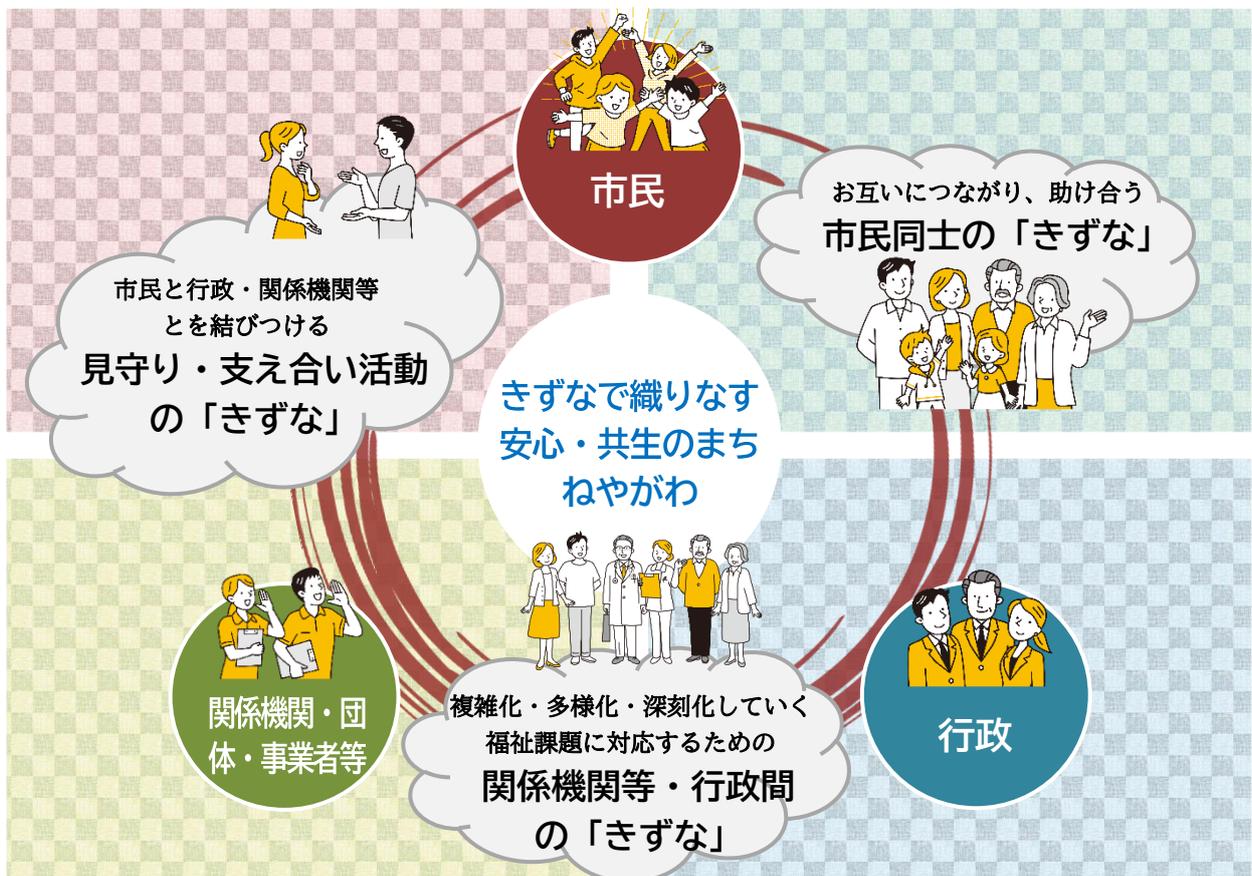
第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 ~~(案)~~

きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ

地域福祉に関わる課題は複雑化・多様化・深刻化しているため、適切に対応していく必要があります。

本市では、市民の一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、人々が助け合うことで、地域全体としても幸せや豊かさを感じられるよう、地域で暮らす市民同士の「きずな」、市民と行政・関係機関等を結びつける見守り・支え合い活動の「きずな」、複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応するための関係機関等・行政間の「きずな」が織りなされることで、地域共生社会「安心・共生のまち」の実現をめざします。



2 施策の方向性と施策の体系

基本理念「きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ」のもとに、次に掲げる4つの方向性を展開するものとします。

方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり

複雑化・多様化・深刻化する問題や課題の解決に向けて、各福祉分野の連携を強化することで、包括的かつ重層的な支援体制を構築し、市民一人ひとりが抱える悩みや支援が必要な状況にきめ細かく対応します。

また、支援を必要とする人々に情報がしっかりと行きわたり、安心して相談やサービスを受けられる仕組みを整え、適切な福祉サービスの提供に努めます。

方向性2 権利の尊重と擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスを利用できるよう支援し、成年後見制度の利用促進など、地域生活を維持できる環境を整え、権利擁護の体制づくりを進めます。

子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関等との連携強化を図ります。

方向性3 地域における支え合いの推進

地域の誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりに取り組み、地域共生のまちづくりを進めます。

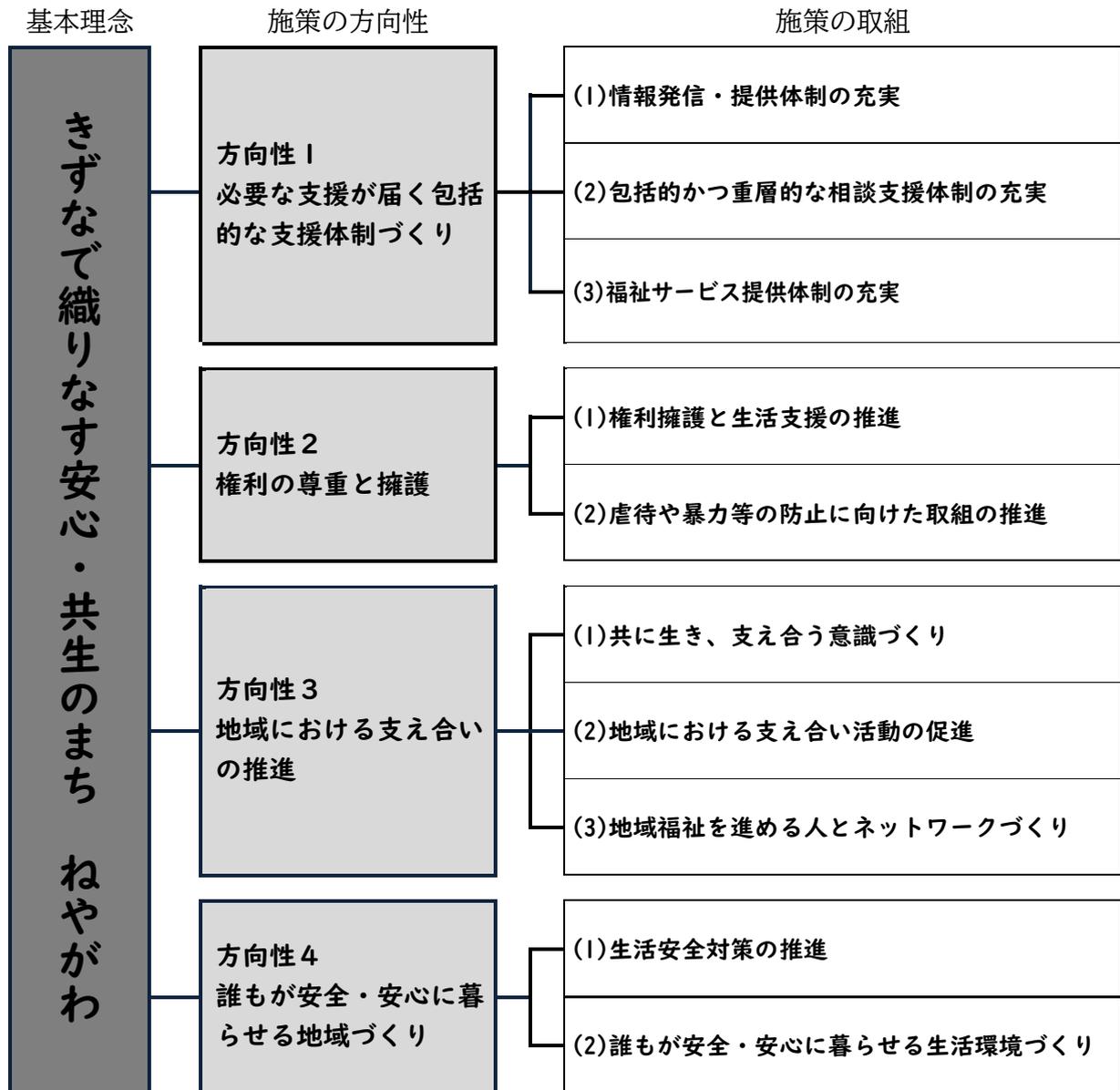
また、福祉や人権に関する意識づくりや、子どもから高齢者までより多くの市民の参加を促し、ボランティア活動などに参加する機会づくりを増やすことで、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、地域福祉活動の輪を広げます。

方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全に安心して生活できるよう、災害時における要支援者の支援など災害に強いまちづくり、地域をあげた防犯対策や再犯防止に向けた取組など犯罪に強いまちづくりを進めます。

また、公共施設等のバリアフリー化や利用しやすい交通手段の確保・充実などに努めます。

■施策の体系



3 地域福祉推進圏域の考え方

本計画は、「市域」から「自治会のエリア」に至る四層構造の地域福祉推進圏域により取り組んでいくものとします。

(1) 自治会のエリア

班単位等の身近な交流も進めながら、自治会や民生委員・児童委員を中心に、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みになくなど、顔が見え、声をかけ合える関係を大切にした取組を進めていきます。

(2) 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼びかけを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

(3) コミュニティセンターエリア（概ね2中学校区ごとに形成された6地区）

コミュニティセンターのエリアは、介護保険制度の「日常生活圏域」、子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」として定めるとともに、社会福祉協議会が地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各エリアに配置しています。

様々な団体、事業者等が連携して、福祉課題への対応を進めます。

(4) 寝屋川市全域

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置づけで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、取り組みます。

第3章 施策の展開

方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり

(1) 情報発信・提供体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 福祉に関する制度や相談窓口、サービスなどについての情報がわかりやすく伝わり、必要とする誰もが適切に得ることができます。

今後の方向性

福祉制度やサービスに関しては多様な手段・媒体により情報提供を行っており、アンケート調査では情報の得やすさについて子育て世代などで満足と感じている人が多く見られました。

今後も多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、市民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでも適切に入手できるような取組を進めるとともに、よりわかりやすく、伝わりやすい情報アクセシビリティの向上に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 情報の共有と提供体制の充実	○福祉に関する制度やサービスに関する円滑な情報提供を図るため、関係部署及び社会福祉協議会による情報の共有・連携を図ります。
	○行政に関する様々な制度やサービス内容などの情報を、必要とする人が容易に入手できるよう、広報やホームページなど、多様な媒体によるわかりやすい情報提供を行います。
② アクセシビリティの確保	○高齢者や障害のある人、外国人などが福祉制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、情報提供面での配慮に努めます。

(2) 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる
ところ（人）が身近にあります。
- 孤独・孤立を感じている人が、適切に支援を受けることができるよう相談支
援体制を整備します。
- 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。

今後の方向性

アンケート調査では、障害のある人と一緒に暮らしている人や経済的に困っている人、多子世帯などで公的な相談窓口への高いニーズが見られました。また、多子世帯や閉じこもりやひきこもりの人、介護が必要な高齢者などと一緒に暮らしている人では、市に相談するときに、「どこに相談すればいいかわからなかった」という回答結果がやや多く見られました。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、断らない相談支援、各分野の枠を超えた切れ目のない体制づくりに行政と相談支援機関が力をあわせて取り組み、複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応していきます。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域の諸団体との連携のもとに市内各地域における身近な相談支援体制づくりを進めます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 包括的かつ重層的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢・障害・子ども・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関等が連携し、包括的かつ重層的な支援体制の充実に努めます。 ○ 複合的な課題を抱えたり、制度の狭間にある世帯など、一つの分野では解決することが難しい福祉課題に対応していくため、各分野の相談支援機関のネットワーク化を推進するとともに、分野の枠を超えた切れ目のない体制づくりに努めます。 ○ 研修などを通じて担当職員支援者の資質の向上に努めます。

推進施策	主な内容
② 地域における相談支援体制づくり	<p>○地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会の充実に努め、行政及び相談支援機関の連携促進を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア団体等の相互連携の促進を図り、相談支援機関などに挙げられた課題を共有し、その解決に向けた分野横断的な協議の場を形成します。</p>

(3) 福祉サービス提供体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 何らかの問題を抱えて支援を必要としている人が、その人のおかれた状況や希望に応じた質の高い福祉サービスが受けられる体制が整っています。

今後の方向性

各福祉分野において、サービス事業所等の社会資源の整備が進められてきており、アンケート調査でも高齢者や子育て世代から暮らしやすいと評価する人が多く見られました。今後も利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、ニーズに応じたサービス提供体制を整えていくとともに、事業者によるサービスの質の向上への取組や関係機関等との連携強化を図ります。

推進施策

推進施策	主な内容
① サービス提供体制の充実と質の向上	○日頃から福祉に関する制度やサービスについての市民理解を深めるとともに、気軽に福祉サービスが受けられる支援体制づくりに努めます。
	○事業者による自己評価や第三者評価を推進するとともに、サービス利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を設けるなど、利用者が安心して福祉サービスを選び、利用することができるよう、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。
	○福祉専門職の質の向上のため、研修会の開催や情報提供を行います。
② 社会福祉法人等への指導及び監査と福祉サービスの適正化の推進	○社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。 ○福祉サービスの適正な利用・提供を図るため、不適切な利用や提供については関係機関と連携し、厳格な対応を行う等、福祉サービスの適正化を推進します。

方向性2 権利の尊重と擁護

(1) 権利擁護と生活支援の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- すべての人がその個性や権利を尊重され、住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができます。

今後の方向性

日常生活で判断能力に不安を持つ人が、地域で安心して暮らしていけるようにそれぞれの状態に応じた支援を切れ目なく受けられる体制を整備していく必要があるため、今後も日常生活自立支援事業の利用促進、財産管理に関する相談支援などに関係機関とともに取り組みます。

アンケート結果では、前回調査よりも成年後見制度を知っている人が多く、一定の周知が進んでいる様子が見られましたが、その多くは、制度を聞いたことがあるという回答にとどまり、正しく制度を理解してもらうための更なる周知が必要であることがわかりました。

成年後見制度のさらなる周知・啓発、相談支援、市民後見人の養成などの体制づくりを進めます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 権利の尊重と生活支援の推進	○ 認知症や障害などにより判断能力に不安を持つ人の日常生活上の支援や福祉サービスの利用、財産管理等に関する相談窓口や日常生活自立支援事業について周知するとともに、利用の促進を図ります。
	○ 本人にとって適切なサービスを利用し、本人の最善の利益を実現できるよう、従事者・事業者に対する普及・啓発に努めます。

推進施策	主な内容
② 成年後見制度の利用促進	【成年後見制度利用促進計画】
	○認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。
	○成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の取組を推進します。
	○制度の利用期間の限定、後見人の交代を可能にする仕組み、「補助」や「任意後見」の利用促進など、今後予定される民法改正内容への適切な対応に努めます。

(2) 虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- すべての人が虐待や暴力などを受けることなく、安心して暮らすことができます。

今後の方向性

近年、家庭や地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化など様々な要因が複雑に絡み合い、家庭をめぐっては、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ひきこもり、いじめ、不登校、高齢者虐待など様々な問題が発生しています。

これに対し、虐待や暴力等の未然防止や早期発見に向けた市民理解の促進や関係する相談窓口の周知、関係機関等とのネットワークの強化を図り、迅速な対応、適切な支援に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 啓発・理解促進と相談機能の充実・連携	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象に、虐待や暴力等への理解促進や相談窓口等の周知・啓発を行うことにより、発生防止及び早期発見の強化を図ります。 ○専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関等の連携が進むよう、相談支援機関や施設等の従事者、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化を図ります。 ○虐待防止に関する協議会等を通じ、関係機関同士の連携強化を図るとともに、事業者等による虐待を防止するため、支援者への研修や相談体制などの環境整備についての取組を推進します。
② 虐待、DV、ハラスメントに対する連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関等との連携強化を図ります。

方向性3 地域における支え合いの推進

(1) 共に生き、支え合う意識づくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 市民の一人ひとりが地域のまちづくりや福祉活動を担う一員として、お互いに認め合い、支え合う意識が育まれています。

今後の方向性

近年、災害などいざという時のためにも日頃からの支え合い、助け合いがますます必要とされる一方、近所づきあいに対する市民意識は旧来からの緊密な関係ではなく、お互いに干渉し合わないほどほどの近所づきあいを志向するようになっています。

このため、地域の福祉活動への理解促進を図るとともに、福祉教育の実施や福祉について学習する機会を提供することにより、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い、助け合いの意識を醸成します。

推進施策

推進施策	主な内容
① 広報・啓発の推進	○市や社会福祉協議会の広報、ホームページ等を通して、地域活動や福祉活動の実施状況を情報発信するなど、お互いに支え合う福祉意識の醸成を図ります。
② 福祉教育、体験学習の推進	○行政と福祉関係機関・団体、社会福祉協議会が連携し、学校や地域における福祉教育を推進します。また、幅広い年代層で福祉に関する知識を学ぶ場の提供に努めます。

(2) 地域における支え合い活動の促進

あるべき姿・めざすべき姿

- 地域の中で様々な交流や支え合い活動が展開されることで、市民同士の絆が深まり、誰一人取り残さず、安心して暮らせる地域となっています。

今後の方向性

アンケート結果から、子育て世代などの若年層は今後の取組として住民交流や福祉活動への関心を持っており、また壮年層は市民による交流や福祉活動についてその必要性は感じつつも、実際には活動に結びついていないという状況が見られました。

人々が参加しやすい交流・活動の機会を設け、多様な手段を通じて参加を働きかけるなど、地域でのさらなる交流を促進するとともに、地縁のない人でも気軽に参加できる場づくりを進める必要があります。

地域で暮らす市民同士の「きずな」を結び、市民と行政・関係機関等を結びつける見守り・支え合い活動の「きずな」を深めていくことを通じて、誰もが孤立することなく、日頃から顔の見える関係づくりを進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 社会参加の促進と身近に集える居場所づくり	<p>○地域住民が互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動や声かけ運動を進めます。</p> <p>○地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所や交流の場の利用を促進します。</p> <p>○地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所や交流の場の利用を促進するとともに、世代間交流や各種のイベント、健康づくり、介護予防、生涯学習活動などを通じた活発な交流の促進を図ります。</p> <p>○健康づくりや介護予防事業、世代間交流や各種のイベント、生涯学習活動などを通じた活発な交流の促進を図り、幅広い世代の社会参加の推進を図る。</p>

推進施策	主な内容
② 地域における見守り・支え合い活動の促進	<p>○高齢者、障害のある人、子育て世帯などが地域のなかで孤立することなく、安心して生活ができるよう、声かけ・見守りなど地域における見守り・支え合い活動を展開し、住みよい福祉のまちづくりを推進します。</p> <hr/> <p>○地域住民や団体が協力・連携して考え、望ましいあり方を意見交換することで、地域の抱える課題を解決することができるよう支援します。</p>

(3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 地域における様々な活動の担い手やボランティア・市民公益活動により多くの人が関心を持ち、気軽に参加できる場づくりが進んでいます。

今後の方向性

アンケート調査によると、地域における福祉活動やボランティア活動については、メンバーの高齢化が進み、次なる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

これらの担い手づくりに関しては、元気な高齢者による地域活動への一層の参画、無償にとらわれない福祉活動のあり方の見直しなどを含め、分野を超えた人材活用の促進、そして次代の育成のための福祉教育の強化が必要です。また、地域福祉活動への参加を促進するために様々な地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要となります。

地域福祉活動の推進にあたって、新たな担い手づくりと、活動の場の整備や活動を定着させ継続できる仕組みづくりに努めるとともに、地域で活動する団体間の「横のつながり」を強めていきます。

また、声かけや誘いあいなどを通じて、ボランティア活動の内容を周知し、参加者の拡大に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 地域福祉に関わる活動団体等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動する各団体の活動内容や情報などの共有を図るとともに、団体間での協議・協力が促進できるよう支援します。 ○地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたって社会福祉協議会等との連携を図ります。

推進施策	主な内容
② 地域福祉の担い手とネットワークづくり	○地域において、見守り・声かけ活動やサロン活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、様々な活動への参加のきっかけづくりに取り組みます。
③ ボランティア・市民公益活動の支援	○福祉分野をはじめ、市内で行われている多様なボランティア活動に関する周知・啓発を進めるとともに、活動参加へのきっかけづくりや気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組み、幅広く市民のボランティア活動への参加を促進していきます。
	○市や社会福祉協議会などが行うボランティアに関する研修や養成講座への参加を促し、知識や実践方法を学ぶことができる機会の充実を図ります。
	○身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施していきます。

方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 生活安全対策の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- 災害時における要支援者の支援や犯罪のない安全で安心なまちづくりが円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係ができています。

今後の方向性

気候変動に伴う異常気象や全国的な大規模地震災害の発生、今後予測される南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に対する人々の関心が高まっており、アンケート調査でも市の取組として防犯・交通安全・防災体制の充実が必要と答える人が多く見られました。

また、安全・安心と地域福祉という視点から関係団体等の情報共有や連携、防災・福祉教育の実施、担い手づくりや後継者の確保に努めていく必要があります。

このため、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めていきます。また、地域ぐるみで「自分のまちを自分で守る」という意識を共有し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 災害に強いまちづくり	○災害時に備え、市民の防災意識を高めるために、避難場所の周知や避難行動要支援者への支援の必要性を啓発します。
	○地域の要支援者や危険箇所などの把握に努めます。特に要支援者が緊急時に必要とする援助の内容を、個人情報などに配慮しつつ把握に努めます。また、災害時における要配慮者の安全を確保するため、個別避難計画の作成に取り組みます。
	○災害発生時に迅速に対応できる体制を整備し、高齢者や障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人への支援体制の構築に努め、関係機関等との連携を強化し、お互いが支え合える仕組みづくりを構築します。

推進施策	主な内容
② 犯罪のないまちづくり	○日頃から防犯意識を高めるとともに、子どもの見守りや安全パトロールへの協力、防犯灯や街頭防犯カメラの適正な設置など地域をあげた防犯対策に努めます。
	【再犯防止推進計画】
	○再犯防止に向けて取り組み、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。
	○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）が取り組む「社会を明るくする運動」の周知・啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
	○地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援や、更生保護三団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。

(2) 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境づくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 住宅や交通手段が誰にとっても使いやすいものとなっており、生涯を通して安全・快適で暮らしやすいまちとなっています。

今後の方向性

アンケート調査では、今後力を入れるべき施策として「移動手段の充実」を挙げる人が多く見られました。

公共施設等のバリアフリー化に努め、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりをより進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
① 誰もが暮らしやすい生活環境づくり	○誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
	○住宅確保にあたって配慮を要する人が、適切な住まいを選択・利用できるよう関連制度の周知や情報の提供を行うとともに、住宅改修などの各種助成制度についても周知を図ります。
② 利用しやすい交通手段の確保・充実	○移動困難者の課題やニーズを把握し、高齢者や障害のある人など何らかの支援を必要とする人が安心して外出ができるように努めます。
	○外出時に利用しやすい施設や車両等のバリアフリー化を推進するとともに、利用しやすい交通手段の確保に努めます。

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和2(2020)年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定され、課題を抱えた人々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、国及び地方公共団体において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ(第6条第2項)、各施策分野の連携が強く求められています。

このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されました。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

本市においても、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するこの事業を地域の課題に対応するため重要な事業として位置付け、令和7(2025)年度から事業開始しました。

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の基本的な方針、提供体制、実施内容等を定め、関係機関と一体となって包括的な支援体制の構築を進めることを目的とします。

■重層的支援体制整備事業における各事業

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

(2) 基本方針

第5次市地域福祉計画の基本理念である「きずなで織りなす安心・共生のまちなやがわ」のもと地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の充実と地域住民が相互に支え合う関係づくりの一層の推進を基本方針として掲げます。

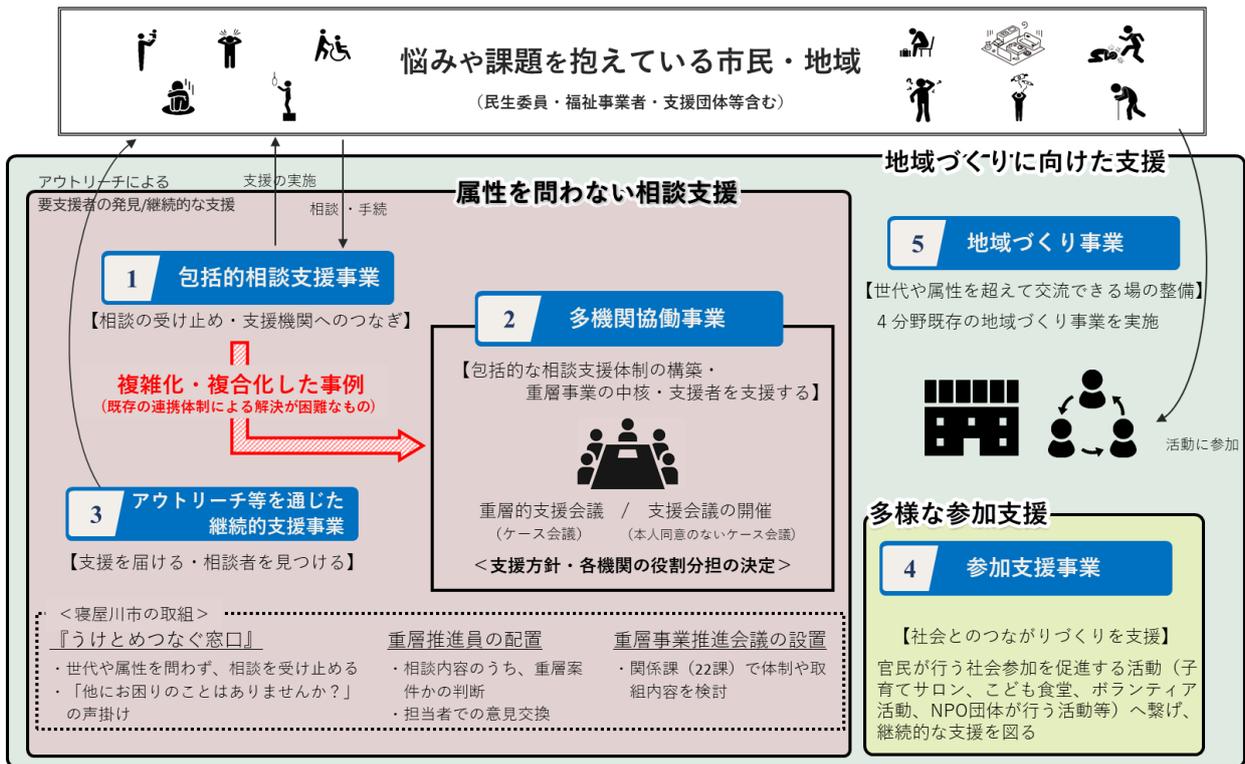
また、介護、障害、子ども、生活困窮のすべての分野に共通する基本方針として、属性や世代に関わらず相談を受け止める相談支援の充実、関係機関が役割を明確にしながら協働する多機関連携の強化、さらに地域住民の参加や地域づくり活動を支援する環境整備を掲げます。

2 本市における取組内容

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子ども、生活困窮といった従来の分野ごとの支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かして、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」3つの支援を一体的に実施するものです。

本市においても、令和6(2024)年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業として一部事業を試行実施し、令和7(2025)年4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。

寝屋川市における重層事業全体像



(1) 属性を問わない相談支援

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

市内の窓口や介護・障害・子ども・生活困窮の各分野の包括的相談支援事業の実施団体を『うけとめつなぐ（断らない）窓口』として相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な部署、機関につなぎます。

受けた相談のうち、次の要件を満たす場合は、多機関協働事業者である社会福祉協議会につなぎ、重層ケースとして支援を開始します。

- (ア) 市民が抱える課題が複雑化・複合化している。
- (イ) 既存の連携体制での解決が困難である。
- (ウ) 支援を受けることに本人が同意している。

また、関係部署に同部署での重層事業の中核を担う『重層的支援体制整備事業推進員（以下「重層推進員」）』を配置し、事務の円滑な遂行及び市内における連携体制の強化を図ります。

取組	内容	実施主体
うけとめつなぐ（断らない）窓口	・ 世代や属性に関わらず包括的に相談を受け止める。担当分野でない相談については、適切に担当部署につなぐ。	市内全ての窓口
重層推進員の配置	・ 所属において重層ケースとするか既存の連携体制を活用して解決を図るかの判断及びその補助を行う。 ・ 重層的支援会議/支援会議へ参加する。 ・ 関係部署又は関係機関との連携の窓口として必要な連携体制の構築を図る。	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱別表に定める各部署に配置

【包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業 実施体制表】

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営	介護	委託	[支援機関] ・第三中学校区地域包括支援センター ・友呂岐中学校区地域包括支援センター ・第六中学校区地域包括支援センター ・第十中学校区地域包括支援センター ・第一中学校区地域包括支援センター ・望が丘中学校区地域包括支援センター ・第七中学校区地域包括支援センター ・中木田中学校区地域包括支援センター ・第五中学校区地域包括支援センター ・第九中学校区地域包括支援センター ・第二中学校区地域包括支援センター ・第八中学校区地域包括支援センター [所管課] 高齢介護室	12 (6圏域)
障害者相談支援事業	障害	直営	[支援機関] ・寝屋川市障害者基幹相談支援センター [所管課] 障害福祉課	1
		委託	[支援機関] ・障害者地域生活支援センターあおぞら ・寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター ・隆光学園相談支援事業 ・相談支援センターすばる・北斗 [所管課] 障害福祉課	4
利用者支援事業 (基本型)	子ども	直営	[支援機関] ・おやこほっとステーション ・たんぽぽ保育所子育て支援センター ・子育てリフレッシュ館 [所管課] 子育て支援課	3
(特定型)			[支援機関] ・保育コンシェルジュ [所管課] 保育課	1

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
(こども家庭センター型)			[支援機関] ・ねやっCo相談ステーション [所管課] こどもを守る課・子育て支援課・監察課	1
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 保護課	1
その他相談支援事業	その他	-	庁内関係部署の窓口	-

② 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号・6号）

既存のネットワークを活用した相談支援機関等の連携だけでは課題解決が困難なケースに対し、その支援に関わる支援関係機関等が参加する重層的支援会議（本人同意が得られない場合は、支援会議）を開催し、支援に関する役割分担や方向性等の必要な検討を行います。

本市においては、課題の解きほぐしや支援プランの作成等を行う多機関協働事業マネージャーを配置し、課題を抱える市民への支援が円滑に進むよう取り組みます。また、支援者側が対応に困ったときや関係機関との連携が困難なときなどは、助言等を行い支援者を支援します。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	福祉総務課 社会福祉協議会（多機関協働マネージャー）
役割	[福祉総務課] 重層的支援会議/支援会議の招集 多機関協働マネージャーの補助など
	[多機関協働マネージャー] ケースの振り分け（重層ケースとするかどうかの判断）課題の解きほぐし・支援プランの作成 重層的支援会議/支援会議の進行 支援者の支援など

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない世帯に支援を届けるため、当該世帯の情報を支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりから把握し、訪問等を通じて本人と信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	庁内関係部署 社会福祉協議会 [地域福祉専門員 (CSW)]
役割	家庭訪問や同行支援 適切な支援機関へのつなぎ アウトリーチによる要支援者の発見など

(2) 多様な参加支援

④ 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯に対し、ニーズや課題等を丁寧に把握し、ニーズや状態に応じた地域における交流・活動の場への参加や就労支援等の利用に向けた支援を行います。

また、本人のニーズや状態に沿った参加支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	福祉総務課 庁内関係部署（社会資源を有する部署） 社会福祉協議会〔地域福祉専門員（CSW）〕
役割	〔福祉総務課〕 新たな社会資源の検討・創出 要支援者と受入先のフォローアップなど
	〔庁内関係部署〕 要支援者の受入、フォローアップなど
	〔地域福祉専門員（CSW）〕 支援メニューのコーディネート要支援者と受入先のマッチング 要支援者と受入先のフォローアップなど

(3) 地域づくりに向けた支援

⑤ 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域における交流・活動の場が、複雑化・複合化した課題を抱える市民やその世帯等を受け入れることができるよう、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、世代や属性の枠を超えた交流・活動ができる場の整備を行います。

【地域づくり事業における各分野の地域づくり事業 実施体制表】

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援事業	介護	直営	[支援機関] ・高齡介護室 [所管課] 高齡介護室	1
		委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 高齡介護室	1
生活支援体制整備事業(第1層)	介護	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 ・NPO 法人寝屋川あいの会 [所管課] 高齡介護室	2 (全域)
生活支援体制整備事業(第2層)	介護	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 高齡介護室	1 (6圏域)
地域活動支援センター事業	障害	直営	[支援機関] ・寝屋川市立身体障害者福祉センター ・寝屋川市立東障害福祉センター [所管課] 障害福祉課	2
		委託	[支援機関] ・地域活動支援センター（あおぞら、ぼちぼちはうす、すももクラブ） [所管課] 障害福祉課	3

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域子育て支援 拠点事業	子ども	直営	[支援機関] ・子育て支援センター（おやこほっとステーション、市立たんぽぽ保育所） [所管課] 子育て支援課	2
		委託	[支援機関] ・子育て支援センター（寝屋川めぐみ園、あやめ保育園、大阪聖母保育園、きんもくせい保育園、エールこども園） ・つどいの広場（ゆう、そら、きしゃぽっぽ、はる、こころ） [所管課] 子育て支援課	10
				1
生活困窮者支援 等のための地域 づくり事業	生活困窮	(補助)	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 保護課	1

3 関係機関間の一体的な連携について

包括的な支援体制を構築するためには、行政だけでなく、地域との連携が不可欠となります。そのため、行政、支援機関、地域等の関係機関の連携を強化するための取組を実施します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意が得られたケースについて、多機関協働マネージャーがコーディネーターとなり、支援プランの適切性や支援の方向性の協議、各支援機関の役割分担、支援プラン終結時の評価等を行います。なお、会議は次のタイミングで随時開催します。

- ・プラン策定時
- ・再プラン策定時
- ・支援終結の判断時
- ・支援中断の決定時

また、本市の社会資源の把握と開発に向けた検討に関する検討を行うため開催します。

(2) 支援会議

法第106条の6の規定に基づいて、支援会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人から同意を得ていない場合においても相談者や世帯の情報共有を可能とし、支援体制の検討を迅速かつ円滑に行えるよう必要に応じて支援会議を開催します。

(3) 寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議

本市の重層的支援体制整備事業の計画的な実施と推進を図るために開催します。会議では、進捗状況の報告や取組や体制等の取組方針について協議、検討します。

上記の会議とは別に、重層推進員や支援関係機関等との会議を必要に応じ実施します。本市の重層的支援体制整備事業の取組や体制等について、関係機関間で情報共有や意見交換を行い、事業に対する理解及び関係機関間の相互理解を深め、支援の質と効果を高めることを目指します。

■各種会議体について

	重層的支援会議	支援会議	重層的支援体制整備事業推進会議
目的	①複雑化・複合化した課題を抱える市民に対する支援を行うために必要な情報の収集、支援プランの作成、支援プランの適切性及び最終時の評価に関すること ②社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討に関すること	①複雑化・複合化した課題を抱える市民に対する支援を行うために必要な情報の交換に関すること ②複雑化・複合化した課題を抱える市民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討に関すること	①重層事業の実施に関すること ②重層事業に係る各部局間の連携、調整及び情報交換に関すること ③重層事業の進捗管理に関すること
会議区分	ケース検討、資源調査	ケース検討	体制・取組等検討
時期	随時	随時	随時
主催	多機関協働事業者	多機関協働事業者	福祉総務課
参加者	ケースに関連のある機関（庁外含む） 議題に関連のある機関（庁外含む）	ケースに関連のある機関（庁外含む）	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱第4条に掲げる者
根拠法令	社会福祉法 第106条の4	社会福祉法 第106条の6	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱
本人同意	必要	不要	

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

(1) 市における推進体制

本計画は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な分野にわたります。このため、福祉部福祉総務課が中心となって、庁内関係部署との連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画を推進し、支援が必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民が主体的に参加・参画しているグループ・団体をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの団体と相互に連携し、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や大阪府との連携が不可欠です。国や大阪府における諸制度の改革等の動きを踏まえつつ、住民が住み慣れた地域で安心して快適に自立した生活を送ることができるよう、地域福祉を積極的に推進していく必要があります。また、その実効性を高めるために、住民の生活基盤に関わる年金、医療、福祉、雇用、生涯学習、住宅などの関連施策が安定的・総合的に展開される必要があります。

このため、市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革・充実に努めるよう、国や大阪府に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

(4) 計画の周知

本計画の内容に関する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様な媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

2 進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、住民の参画のもとに「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、市民や民間のサービス事業者などの意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における本計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについての庁内協議を進めるなど、計画の円滑な推進に努めます。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。

